平成30年度第4回入間市空家等対策協議会

日時 平成31年2月7日(木) 10時00分から 会場 入間市役所 B棟5階 第3委員会室

◆ ◆ 次 第 ◆ ◆

1 開会

会長あいさつ

- 2 議題
 - (1) 入間市空き家等対策計画の策定について
 - (2) 特定空家等の認定及び指導等について
 - (3) その他
- 3 その他
- 4 閉会

入間市空き家等対策計画(案)に対する意見聴取の実施結果について (パブリックコメント)

○聴取期間 平成30年11月21日(水)から平成30年12月21日(金)まで

○聴取方法 広報いるまに掲載するとともに、 市庁舎B棟3階市政情報コーナー、市 民活動センター (イルミン内)、各公民館、図書館本館・西武分館、危機 管理課、市公式ホームページに同計画(案)を用意し、意見聴取を行った。

○計画(案) 資料1-2のとおり

○意見提出状況 同計画(案)に対する意見は寄せられませんでした。

入間市空き家等対策計画(案)



平成31年2月

入間市

目 次

第1	計画策定の趣旨
1	計画策定の背景と目的 ・・・・・・・・ 1
2	計画の位置づけ ・・・・・・・・ 2
3	計画の期間 · · · · · · · · · · · 2
第2	空き家等の現状と課題
1	市域の現状 ・・・・・・・・ 3
	(1) 人口及び世帯数の推移 ・・・・・・・ 3
	(2) 住宅総数、空き家数 ・・・・・・・・ 3
	(3) 空き家等の把握戸数 ・・・・・・・ 5
	(4) 現状のまとめ ・・・・・・・・ 6
2	課題 · · · · · · · · · · · 7
	(1) 所有者等の高齢化等 ・・・・・・・・・・・・・・ 7
	(2) 所有者等による適正管理意識の低下 ・・・・・・・・ 7
	(3) 地域への悪影響 ・・・・・・・・ 7
	(4) 空き家を解消するための情報提供の不足・・・・・・・・ 7
第3	空き家等対策に関する基本方針
1	基本理念
2	取り組み方針・・・・・・・・・ 8
3	対象とする地区 ・・・・・・・・ 8
4	対象とする空き家等の種類 ・・・・・・・・ 8
第4	空き家等対策に関する施策
1	空き家等の発生の抑制と適正管理の促進 ・・・・・・・・・11
	(1) 空き家等対策についての情報提供等 ・・・・・・・・・1 1
	(2) 空き家等の調査 ・・・・・・・・11
	(3) 空き家等の情報管理 ・・・・・・・・1 1

2	空き家等の活用の促進・・・	• • • • • • • • • 1 2
	(1) 空き家バンクの運営 ・・	• • • • • • • • • 1 2
	(2) 空き家等の活用の検討・・・	• • • • • • • • • 1 3
3	特定空家等に対する措置の手順・・・	•••••13
	(1) 特定空家等の判断基準の策定・・・	•••••13
	(2) 特定空家等の認定 ・・	• • • • • • • • • 1 3
	(3) 特定空家等に対する措置の手順・・・	• • • • • • • • • 1 3
4	空き家等対策の取り組みスケジュール・・	• • • • • • • • • 1 6
第5	空き家等対策に関する実施体制	
1	空き家等の相談に対する対応・・・	• • • • • • • • • 1 8
2	空き家等対策の実施体制・・・	• • • • • • • • • 1 9
第6	その他空き家等に関する対策の実施に関し必要な	2事項

• • • • • • • • • • • 2 1

第1 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化の進展などにより、全国的に居住その他の使用がなされていない住宅等が年々増加しています。

その中でも、適正に管理されず放置された状態の空き家等は、防災、環境、衛生、景観等の面において、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす等、大きな社会問題となっています。

このような状況を踏まえ、国において、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)」が平成27年5月26日に全面施行され、空き家等に対する所有者等の責務や空き家等に関して必要な措置を適切に講ずることなどの自治体の責務が明確になりました。

本市においては、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項に規定される空家等対策計画として「入間市空き家等対策計画(以下「計画」という。)」を策定するものです。

この計画は、本市が取り組むべき空き家等の対策についての基本的な考え方や方向性を 示したものであり、空き家等対策の基本計画となります。

※ 本計画で使用する用語について

○「空家等」とは(法第2条第1項)

法の対象となる「空家等」は、法第2条第1項に次のように定義されています。「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む)をいう。」

○「空家等」と「空き家等」について

本計画では「空家等」と「空き家等」という表現を使い分けて記述しています。 使われていない建築物を指す時には「空き家」という表現が一般的であり、本計画 でも基本的には「空き家等」という語句で記述しています。

しかしながら、法では「空家等」という言葉で対象を定義しています。

このため、法に基づく用語を引用する必要がある場合は、本計画内でも「空家等」 と記述しています。

2 計画の位置づけ

入間市では、市全体のまちづくりの方向性を示し、市民に密接に関わる各種施策や事業を実施する際の指針となる総合計画を定めています。

この計画は第6次入間市総合計画及び前期基本計画のもとに位置づけられる行政計画であるとともに法第6条第1項に規定する空家等対策計画とします。

3 計画の期間

この計画は上位の計画である第6次入間市総合計画前期基本計画との整合を図るため、 平成30年度から平成33年度(2021年度)までの4年を計画期間とします。

また、継続的かつ計画的な空き家等対策の推進のため、後期基本計画と合わせて次期計画を策定するものとします。

図表 第1-1【計画スケジュール】

							1				
年 度	和曆	H29	Н30	H31	Н32	Н33	Н34	Н35	Н36	Н37	Н38
中 及	西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
入間市総合	今計画										
前期基本	本計画					$\qquad \qquad \Rightarrow$					
// Hg ++						,					
後期基準	本計 画										>
						N					
空き家等	材策計画			計	画期間			次期	計画期間]	$\overline{}$

第2 空き家等の現状と課題

1 市域の現状

(1) 人口及び世帯数の推移

平成27年の国勢調査によると、人口は約14万8千人で、うち65歳以上が約3万8千人(総人口の約26%)、世帯数が約5万9千世帯となっており、平成17年からの10年間で、65歳以上が約1.7倍、世帯数が約1.1倍に増加し、人口の伸び率(0.99倍)を上回り、高齢化、核家族化が進行していることがうかがえます。また、平成27年の65歳以上の高齢者単身世帯の割合は全体の10%で、平成17年と比較し約2.2倍となっています。

高齢者単身世帯は、国の推計値を見ますと、平成32年(2020年)には全体世帯数の約11%、平成37年(2025年)には約12%を占めると推測され、空き家等が増加する要因となる可能性がうかがえます。

図表 第2-1【人口、世帯数の推移】

左	度	和曆	H 1 7	H 2 7	Н32	Н37
4	及	西暦	2005	2015	2020	2025
人 口 (単位:人)		位:人)	1 4 8,5 7 6	148,390	1 4 7,1 7 2	1 4 2,8 2 8
	65歳	以上	23,063	38,075	42,061	42,856
	(割合))	(16%)	(26%)	(29%)	(30%)
世帯	数		53,306	59,004	60,050	5 9,5 7 2
	高齢者	単身	2,548	5,586	6,360	6,917
	世帯数	(割合)	(5%)	(10%)	(11%)	(12%)

※実績値(平成17年·平成27年):国勢調査

※推計人口、世帯数(平成32年(2020年)以降): 埼玉県市町村別将来人口推計ツール

(2) 住宅総数、空き家数

平成25年住宅・土地統計調査結果において、本市の空き家総数は4,640戸で、住宅総数に占める空き家率(7.4%)は全国及び埼玉県より低い数値となっています。 空き家総数4,640戸のうち用途別を見ますと、本計画の対象となる空き家等となる可能性が高い「その他の住宅」が1,880戸で全体の約40%を占めています。 今後、空き家数の増加とともに空き家率も上昇することが予想されます。

	項目	全 国	埼玉県	入間市
住宅総数		総数 60,628,600		62, 320
空き	家総数	8, 195, 600	355,000	4, 640
	二次的住宅	412, 000	9, 200	40
	賃貸用住宅	4, 291, 800	210, 700	2, 360
	売却用住宅	308, 200	22, 900	350
	その他の住宅	3, 183, 600	112, 200	1,880
空き	家率	13. 5%	10.9%	7.4%
順位 (空き家率)			44 位	49 位
			(47 都道府県)	(54 市町)

(平成25年 住宅・土地統計調査結果)

※ 住宅・土地統計調査と空き家等について

○ 住宅・土地統計調査とは

住宅・土地統計調査とは、統計法に基づき総務省統計局が実施している調査で、「住 生活関連諸施策の基礎資料を得ること」と目的とした標本調査です。

ここで示されている数値は推定値であり、市町村の数値は1の位を四捨五入されています。このため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しません。

平成25年の調査は、平成22年の国勢調査調査区から全国で約21万調査区を抽出し、1調査区あたり17戸を対象として実施されました。

○「空き家」と「その他の住宅」

住宅・土地統計調査では、空き家を4つに区分しています。

「二次的住宅」とは、別荘や残業で遅くなった時に寝泊まりするなどたまに寝泊りする人がいる住宅を指します。「賃貸用住宅」は新築・中古を問わず調査日時点で賃貸のために空き家となっている住宅を、「売却用住宅」は同じく売却のために空き家となっている住宅を、「売却用住宅」は上記3つ以外の人の住んでいない住宅で、転勤・入院などの理由で長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅、空き家の区分の判断が難しい住宅を指しています。なお、住宅・土地統計調査は人が生活を営むことのできる住宅を対象としているため、壁が崩れているような廃屋は含まれていません。

法でいう空家等は、その住宅で生活を営むことができるか否かは要件としていない ため、2つの「空き家」の言葉の間には違いがあることを踏まえる必要があります。

(3) 空き家等の把握戸数

本市では、生活環境に影響を及ぼしていると考えられる空き家等について、市民等からの情報、相談を基に平成27年度から平成29年度まで空き家等の調査を実施した結果、163戸の空き家等を確認しています。(参照:図表2-3-1)

空き家等の管理状況を見ますと、確認されている空き家数 163 戸の内、適正に管理されていない案件が 126 戸で、特に手入れ等の必要がないものが 37 戸となっています。(参照:図表 2-3-2)

適正に管理されていない案件126戸の内訳は、状況別では環境面(樹木等の繁茂) が最も多く、93戸で約74%を占め、次いで建物の老朽化、屋根、外壁等の破損によるものが25戸で約20%となっています。

確認されている空き家等のうち約8割が、適正に管理されておらず地域住民へ悪影響と生活不安を及ぼしている状況です。

また、所有者等に対し、改善に関する助言、指導の通知を送付したところ、56件中、改善されていない案件が42件(全体の75%)で、適正管理への意識が薄れているものと推測されます。

図表 第2-3-1 【空き家等の情報・相談件数、空き家等の把握戸数 (実数)】

地区	空き家等の情報、	空き家等の
뽀 스	全さ多寺の情報、	至さ家寺の
	相談件数	把握戸数
豊岡	6 9	4 8
東金子	2 2	2 0
金 子	1 1	1 0
宮寺・二本木	1 4	1 4
藤沢	6 0	5 1
西 武	2 5	2 0
計	2 0 1	163

(平成30年3月31日現在)

- ※ 「空き家等の情報、相談件数」と「空き家等の把握戸数」に差があるのは、次のような状態の変更があり、空き家としての要件を満たさない状態となったためです。
 - (1) 情報に基づき現地を確認したところ、住民がいることが分かり、空き家ではないことが判明したものなど。
 - (2) 現地調査を行ったのちに所有者等に情報提供を行ったところ、問題を 改善したものなど (建物を取壊したり、新たに人が住み始めたりなど)。

図表 第2-3-2【空き家等の管理状況】

(単位:件)

地区別項目	内 訳		豊岡	東金子	金 子	二本 字 木	藤沢	西武	計
保安に関する問題	建物	老朽化、屋根外 壁等の破損等	7	2	7	1	3	5	25
りる问题	建物以外	ガスボンベの放置・火災が心配	1	0	0	0	1	1	3
環境に関する問題	環境	樹木等の繁茂	29	18	3	13	17	13	93
りつ問題あり	衛生	ゴミの放置、害虫小動物の発生	2	0	0	0	2	1	5
(適正)	小 計 (適正に管理されていないもの)		39	20	10	14	23	20	126
経過観察		9	0	0	0	28	0	37	
合 計		48	20	10	14	51	20	163	

(平成30年3月31日現在)

(4) 現状のまとめ

入間市における空き家等に関する数としては、前述のとおり①平成25年住宅・土地統計調査による空き家の数 (4,640戸)、②平成25年住宅・土地統計調査による空き家数のうち、その他の住宅の数 (1,880戸)、③市民等からの情報・相談をもとにした数 (163戸) の3種があります。

本計画においては、現在、地域に悪影響を及ぼしている空き家等について、適正管理の徹底を促し、問題の解決を図ることを最優先とする考えから、③市民等からの情報・相談をもとにした数(163戸)を基礎として取り組みを進めることとします。

2 課題

空き家等から発生する諸問題に対し、対策の基本的な方向性を考えていく必要があります。

そこで、空き家等の調査結果や市民等から寄せられた相談内容等を踏まえて、現状の 主な課題として、次のようなことが考えられます。

(1) 所有者等の高齢化等

- (ア) 高齢者単身世帯、核家族が増加している。
- (イ) 単身高齢者で施設への入所、入院等により、住宅居住者が長期間不在となる。
- (ウ) 所有者等が、遠方居住、健康上等の理由により管理ができない。

(2) 所有者等による適正管理意識の低下

所有者等が物件と異なる場所に住んでいること等から、定期的な状態確認や管理 作業に消極的になり、適正管理意識が低下している傾向が見受けられる。

また、居住用家屋が建っている敷地には固定資産税等が軽減される特例措置が適用されることが、管理意識の低下に影響を与えていると考えられる。

(3) 地域への悪影響

- (ア) 建物の老朽化による倒壊及び建築材等の破損、飛散等により、保安上の 危険が生じるおそれがある。
- (イ) 敷地内の樹木、雑草等の繁茂や害虫、小動物の発生、ゴミの堆積等により、 環境・衛生面において影響を及ぼすおそれがある。
- (ウ) 適正に管理されていない空き家等を長期間放置することで、防災、環境、 景観面において地域全体に悪影響を及ぼすおそれがある。

(4) 空き家を解消するための情報提供の不足

空き家の流通、活用等により空き家そのものを解消する手段について、どこに 相談したらよいか分からない、信頼できる事業者を知らないなど、情報が不足して いることも、空き家となる要因に関係していると考えられる。

第3 空き家等対策に関する基本方針

1 基本理念

第6次入間市総合計画前期基本計画の6つの「施策の大綱」(章)のうちの1つとして掲げている「安全で安心してくらせるまちづくり」を目指し、総合的な空き家等対策を推進します。

2 取り組み方針

空き家等の実態調査結果等から見出した課題を踏まえ、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、以下の3項目を基本方針に掲げ市民生活の安全と生活環境の保全に取り組みます。

図表 第3-1【基本方針】

	項目	内容
1	空き家等の発生の	現在、使用している住宅等を空き家等にさせないため
	抑制と適正管理の	の取り組みを実施します。
	促進	空き家等の所有者等に対し、適正に管理していただく
		ための啓発等の取り組みを実施します。
2	空き家等の利活用	空き家等を資源として捉え、活用を増進するための取
	の促進	り組みを実施します。
3	特定空家等への措	管理不全な空き家等を解消するための取り組みを実施
	置	します。

3 対象とする地区

本計画において、空き家等に関する対策の対象とする地区は市内全域とします。

4 対象とする空き家等の種類

本計画の対象とする空き家等は、法第2条に定める「空家等」とします。

なお、空き家等の発生の抑制と適正管理の促進のための事業については、現在使用中の家屋も対象に含めることとします。

販売用又は賃貸用物件については、すでに利活用の計画・予定があると考えることができますので、原則として計画の対象外とします。ただし、適正な管理ができていない場合や適正な管理に支障が起きるおそれがある場合には、本計画の対象とします。

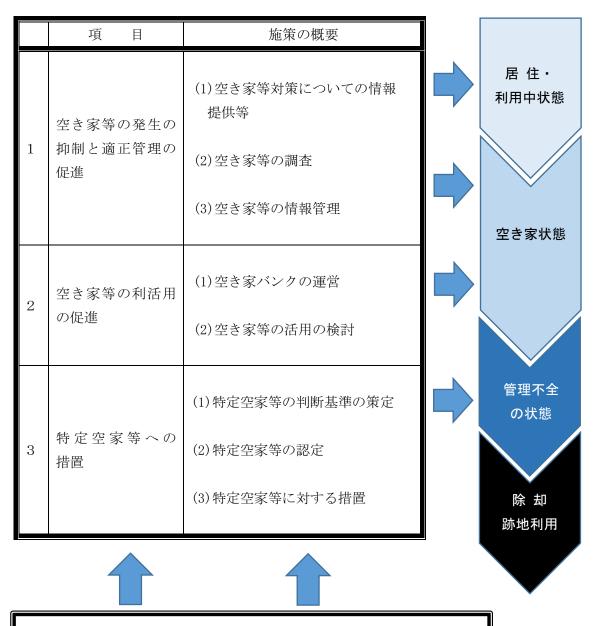
※「特定空家等」について

- 法では、次の状態にあると認められるものを「特定空家等」と定義しています。
 - ・ そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ・ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ・ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ・ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- 本計画の基本方針では、空き家等の中で、管理不全な状態にあるもののうち、 上記の状態にあるものを特定空家等と認める手続きを行い、これらに対して働き かけ(措置)を実施することを示しています。

第4 空き家等対策に関する施策

本市の空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため「空き家になる前の状態」から「空き家状態」、「管理不全状態」、「空き家の除去、跡地利用」までの状況に応じた 啓発及び措置を講じ、専門機関、関連団体、区・自治会、庁内各関係課等と連携して取り組みます。

図表 第4-1 【基本方針と施策の概要】



専門機関、関連団体、区・自治会、庁内関係課等と連携した取り組み

1 空き家等の発生の抑制と適正管理の促進

(1) 空き家等対策についての情報提供等

核家族や高齢者単身世帯が急増し、今後、空き家等がさらに増加することが推測されることから、これらの対象者に対し、現在居住又は使用している住宅等が空き家にならないための未然防止策を講じていくことが重要です。

また、空き家等は法第3条において「空家等の所有者又は管理者(以下、「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定されているように、所有者等自らが適切に管理することが原則です。

空き家等の所有者等に対し「適正管理の徹底」を促すことを最優先とし、空き 家等を放置することに対する問題意識や、危機意識を高めていくことが空き家 等の適正な管理対策につながると考えられます。

このことから、空き家等を適正に管理することの責務と重要性について、住宅などの所有者等や関係者に対し次の方法などを用いて情報提供を行います。

【情報提供の方法】

- ・ 市公式ホームページへの掲載
- ・ 広報いるまへの掲載
- ・ パンフレットの作成・配布
- 相談窓口の運営
- ・ 相談会の実施
- ・ 市の通知文へのチラシ等同封
- 市開催事業での啓発、周知
- ・ 相談のあった空き家等を調査した上での個別の情報提供

(2) 空き家等の調査

本市では、市民等からの空き家情報、相談を基に、担当課職員により平成27年度から平成29年度まで空き家等の調査を実施した結果、建物の老朽化や草木の繁茂等、周辺地域に悪影響を及ぼしている空き家等を含め、平成30年3月31日現在、163戸の空き家等を確認しています。

今後とも、新たな空き家等の把握や、現に確認している空き家等の状況の変化 等の実態調査に市民等の情報を得ながら取り組みます。

(3) 空き家等の情報管理

空き家等の情報及び調査結果については、管理台帳、庁内の地理情報システム に記録し、空き家等対策に係わる各関係課等と情報の共有を図ります。

今後、管理台帳と整合を図りながらデータベースを整備します。

2 空き家等の活用の促進

空き家等及び除去した空き家等の跡地の活用の促進は、法第2条第2項に規定される特定空家等とならないための予防対策の一環として、空き家対策等において重要な位置づけとなっています。

活用可能な空き家等について所有者等や入居希望者等に対し活用を促すとともに、 その跡地も含めた空き家等を地域の資源として活用すべく、その方策を検討すること が必要とされています。

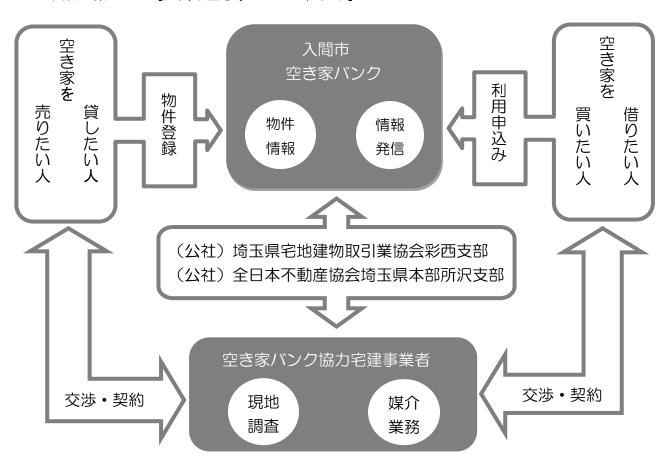
このことから、本市では、次の取り組みにより空き家等の利活用を推進していきます。

(1) 空き家バンクの運営

空き家の管理不全を防止するとともに、本市への移住・定住を進め、地域の 活性化につなげることを目的に、平成29年12月に設置した空き家バンクを 活用し、空き家等の利用を促進します。

「空き家バンク」は、市内にある空き家等を所有する方、空き家等の購入・賃貸を希望する方に、物件や希望条件を登録していただき、市から情報を提供するものです。

図表 第4-2【入間市空き家バンクの仕組み】



(2) 空き家等の活用の検討

空き家等及び空き家等を除却した跡地の活用については、専門機関・団体等と連携を図り、空き家等の専門的な相談窓口のあり方を含め、地域住民の交流の場や公共的な施設等での活用等の具体的な方策を空き家等対策庁内検討会議及び入間市空家等対策協議会において検討していきます。

3 特定空家等に対する措置の手順

特定空家等に該当するおそれがある空き家等については、入間市空家等対策協議会において意見を求めた上で、市が総合的に判断し、法で示されている各種の行政措置等を実施します。

(1) 特定空家等の判断基準の策定

特定空家等に該当するか否かの判断は、国土交通省が定めた「特定空家等に 対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針 (ガイドライン)」で 示された判断の参考となる基準に基づき、市が定めます。

(2) 特定空家等の認定

特定空家等の認定については、市による調査結果を基に空き家等対策庁内 検討会議及び入間市空家等対策協議会の協議を踏まえ本市が認定します。

(3) 特定空家等に対する措置の手順

(ア) 助言又は指導(法第14条第1項)

特定空家等の所有者等に対し、除去、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導を 実施します。

(イ) 勧告(法第14条第2項)

助言又は指導した場合において、特定空家等の状態が改善されないと 認めるときは、特定空家の所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて必要な措置をとることを勧告します。

なお、本市から、法第14条第2項に基づく勧告を受けた場合、特定 空家等に係わる土地は、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の 課税標準の特例の適用から除外されることから、税担当課に情報を提供 します。

(ウ) 命令(法第14条第3項)

勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を取らなかった場合において、特に必要があると認められるときは、その者に対し相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命じます。

(工) 行政代執行(法第14条第9項)

措置を命ぜられた者が、その措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても命令の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、代執行の手続きの検討及び実施に移行します。

「特定空家等に対する措置」の手順等は次頁のとおり

図表 第4-3 【法における「特定空家等に対する措置」の手順】

事案の発生(相談、実態調査等)



- 1. 現地及び所有者等の調査 【法第り条、第10条関係】
- ■現地調査

■所有者等の特定

- (1)現地調査による空き家等の状態の把握
- (1)所有者等の特定

- (2)立入調査の実施
- √※現地調査と所有者等の調査の順序は、
- (3)対応方策の検討

事案に応じて判断する。(同時並行も可)

1

所有者等を確知する

ことができない場合

•特定空家等と認定された場合

- 3. 助言又は指導【法第14条第1項関係】
 - (1)助言又は指導の実施
 - (2)助言又は指導の実施後の対応

- 2. 所有者等の事情の把握
 - (1)所有者等の事情の把握
 - (2)所有者等の事情に応じた解決策の検討

4. 勧告【法第14条第2項関係】

- (1)勧告の実施
- (2)関係部局(税務、その他)への情報提供
- (3)勧告に従い、措置が実施された場合の対応
- (4)勧告に従わなかった場合の対応
- (5)所有者等が変わった場合の対応



5. 意見書等の提出の機会

【法第14条第4項~第8項関係】

- (1)措置を命じようとする者への事前通知
- (2)公開による所有者等からの意見の聴取



- 6. 命令【法第14条第3項関係】
 - (1)命令の実施
- (2)標識の設置その他国土交通省令・総務省令で 定める方法による公示
- (3)命令に従い、措置が実施された場合の対応
- (4)過料の手続



- 7. 行政代執行【法第14条第9項関係】
- (1)実体的要件の明確化
- (2)文書による戒告
- (3)代執行令書による通知
- (4)執行責任者証の携帯及び提示
- (5)代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い
- (6)費用の徴収

確知できた所有者等に措置を 講ずる権原がない場合

> 過失なく措置を命ぜられ る者を確知することがで きない場合

- 8. 略式代執行【法第14条第10項関係】
 - (1)略式代執行を行うことができる要件の確認
 - (2)事前の公告
 - (3)略式代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い
 - (4)費用の徴収

4 空き家等対策の取り組みスケジュール

基本方針に応じた各施策の実施に向け、下記の表(図表 第4-4【取り組みスケジュール】)に基づき取り組みます。

図表 第4-4【取り組みスケジュール】

表第	4-4【取り組みスケジュール】					
項	年 度	和曆	Н30	Н31	H32	Н33
目	取り組み	西暦	2018	2019	2020	2021
1	(1) 空き家等対策についての情報提信	共				
空き	ホームページ、広報いるま、パン	フレッ				\bigsqcup_{λ}
家室	ト等による意識啓発や情報提供					
空き家等の発生の	相談窓口の開設					$\qquad \qquad \Rightarrow \qquad \qquad \\$
	専門機関・団体等と連携した空き	家相談				
制と	会の開催					
抑制と適正管理	納税通知書を活用した適正管理の	お願い	→			$\qquad \qquad \Rightarrow \qquad \qquad \\$
\mathcal{O}	高齢者団体等を対象とする講習会	、勉強				
促進	会の実施					
	空き家等の所有者等に対し改善の	ための				<u></u> >
	情報提供					
	(2) 空き家等の調査		T	T	T	
	相談等に基づく現地確認及び経過	観察の				
	実施					
	(3) 空き家等の情報管理					
	現地確認に基づくデータベースの	整備				
						,
2	(1) 空き家バンクの運営					
空き家等の	空き家バンクの運営					
	(2) 空き家等の活用の検討					
利活用の	専門機関・団体等と連携した市場	流通、				>
用の	活用の促進					
促進	専門機関・団体等と連携した跡地	の活用				
) (E	促進					
	火 港					

	, ±					
項目	年 度	和曆	H30	H31	H32	Н33
目	取り組み	西暦	2018	2019	2020	2021
3	(1) 特定空家等の判断基準の策定					
特宝	特定空家等の判断基準の策定		-			
空	(立入調査時の確認事項の決定)		5/			
特定空家等への措置	(2) 特定空家等の認定					
0	立入調査に基づく特定空家等とし	ての				
措置	認定		7			
	(3) 特定空家等に対する措置					
	緊急措置					

	特定空家等に対する行政措置の実	施				
	助言・指	導				
	勧	告				
	命	令				
	ημ	T				
	代 執	行				$ \!\!\! \rightarrow$

→ :事業等を実施するための検討期間 (準備期間)

🖒 :事業を実施する期間

第5 空き家等対策に関する実施体制

1 空き家等の相談に対する対応

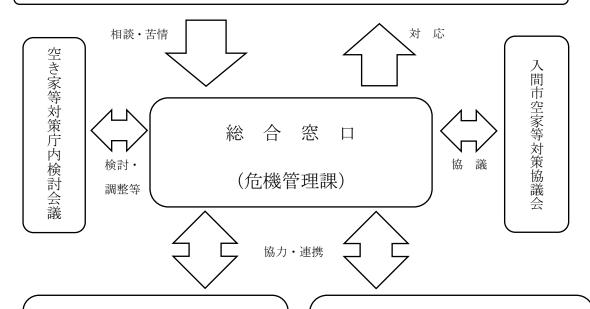
空き家等の相談や問題は、環境面や防災面等、地域住民に悪影響を及ぼしているものや相続問題、住み替え等、多種多様な内容のものが予測され、個々の事案に対し適切かつ迅速な対応が求められています。

市では、住民等からの空き家等に関する相談等に対し、総合窓口を危機管理課とし、必要に応じて空き家等対策に係わる庁内各関係課と連携し対応していきます。

また、解決が困難な専門的な相談は、関係事業者、団体等に協力を求め対応していきます。

図表 第5-1 【相談対応フロ一図】

・周辺住民等 ・区・自治会 ・空き家等の所有者等 ・住み替え希望者



庁内各関係課

- 都市計画課
- 環境課
- 資産税課
- · 交通防犯課
- ・開発建築課
- その他各関係課

専門機関·団体等

埼玉県行政書士会 狭山支部

埼玉司法書士会

埼玉土地家屋調査士会 狭山支部

(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会 彩西支部

(公社) 全日本不動産協会 埼玉県本部

一般社団法人埼玉建築士会

入間第二支部入間部会

区・自治会

入間市民生委員・児童委員協議会

狭山警察署

埼玉西部消防組合

2 空き家等対策の実施体制

空き家等対策を総合的に推進するため、庁内体制の役割を明確にするとともに、 事業者、専門機関等と連携し、適切かつ迅速な対応ができる体制を整備します。

【入間市空家等対策協議会】(平成30年6月1日 設置)

所掌事務

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- ・ 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- ・ 前号に掲げるもののほか、法第2条第1項に規定する空家等に関する施策の 推進に関し、市長が必要と認める事項。

(入間市空家等対策協議会条例 第2条)

<u>委員</u>

(敬称略)

田 中 龍 夫 (入間市長) 桝 川 典 生 (地域住民) 木 村 仁 美 (地域住民)

齋 藤 勝 久 (入間市連合区長会)

宮 木 博 文 (埼玉県行政書士会 狭山支部)

石 田 直 紀 (埼玉司法書士会)

森 江 武 志 (埼玉土地家屋調査士会 狭山支部)

長谷川 敏 男 (公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 彩西支部)

宮 嶋 義 伸 (公益社団法人全日本不動産協会 埼玉県本部)

河 野 陽 子 (一般社団法人埼玉建築士会 入間第二支部入間部会)

臼 井 秀 (入間市民生委員・児童委員協議会)

熊 谷 和 彦 (狭山警察署)

【入間市空き家等対策庁内検討会議】(平成29年11月1日 設置)

所掌事務

次の掲げる事項の検討・調整等

- ・空き家等対策の推進に関する特別措置法及び関連法規に関すること。
- ・空き家等対策協議会に関すること。
- ・その他空き家等対策に関連すること。

委員

- 都市整備部 都市計画課長
- · 環境経済部 環境課長
- · 総務部 資産税課長
- 市民生活部 交通防犯課長
- •都市整備部 開発建築課長
- 危機管理課長

【庁内体制の役割】

	事 項	担当課	
1	・ 空き家等対策の総合窓口・ 各関係課との連絡調整・ 協議会の開催等に関すること・ 庁内検討会議の開催等に関すること	危機管理課	
2	空き家等の利活用に関すること	都市整備部	都市計画課
3	環境・衛生に関すること	環境経済部	環境課
4	所有者等の情報に関すること	総務部	資産税課
5	防犯に関すること	市民生活部	交通防犯課
6	建築基準法等に係る助言に関すること	都市整備部	開発建築課
7	その他	各関係課	

第6 その他空き家等に関する対策の実施に関し必要な事項

事業内容の見直し

空き家等対策計画の推進にあたっては、空き家等の管理の重要性及び管理不全の空き家等がもたらす諸問題やその対応について、広く住民等の意識を反映させながら実施していくことが重要です。このことを踏まえ、適宜計画に基づく事業内容の見直しを行い必要な変更を行うよう努めるものとします。

次期計画の策定検討

第6次入間市総合計画や国の動向と整合を図り、整備したデータベースによる市内の現状・実態を踏まえ、これまでの取り組みに対する評価、検証を行い、平成34年度(2022年度)以降の時期計画の策定を行う計画とします。

なお、次期計画の策定にあたっては、空き家等対策庁内検討会議において、具体的な 見直し案を立案し、法第7条に定める空家等対策協議会で協議していくことを基本と します。

入間市空き家等対策計画

平成31年2月 発行

発 行 入間市

編 集 入間市空家等対策協議会

7 3 5 8 - 8 5 1 1

入間市豊岡1-16-1 危機管理課内

304-2964-1111 (代表)

※資料 2-1、2-2 については個人情報に係る内容のため掲載致しません。ご了承ください。

平成31年度 入間市空家等対策協議会運営計画(案)

	日 付	時間・場所	内容
1	6月28日(金)	・13:30~・市役所入札室(予定)	第1回 協議会 (1)入間市空き家等対策計画の推進について (2)特定空家等の認定及び措置について
2	8月27日 (火)	・13:30~ ・市役所 503会議室 (予定)	第2回 協議会 (1)入間市空き家等対策計画の推進について (2)特定空家等の認定及び措置について
3	11月15日(金)	・13:30~ ・(調整中)	第3回 協議会 (1)入間市空き家等対策計画の推進について (2)特定空家等の認定及び措置について
4	2月 6日(木)	・13:30~ ・(調整中)	第4回 協議会 (1)入間市空き家等対策計画の推進について (2)特定空家等の認定及び措置について